地方税等の仕事と職場を見直し、問い直し 自治体労働者の誇りと喜びのもてる職場に

地方税等の職場から「対話と提言」の運動を（案）

「構造改革」政治の結果、地方税等をめぐって、自治体職場と住民との「対立」構造が深まっています。自治労連は、地方税等の仕事と職場を見直し、問い直し、自治体労働者の誇りと喜びのもてる職場を実現するため、職場から「対話と提言」の運動をすすめることを呼びかけます。

この「地方税等の職場政策案」を活用し、地方組織、単組、職場で、職場討議や懇談、実態調査、要求アンケートや要求づくり、住民団体等との懇談、自治体当局への申入れをおこない、「対話と提言」の運動をより豊かに広げてください。なお、この問題は「国民健康保険料」「介護保険料」「保育料」「公営住宅家賃」等とも共通することをふまえ、これらの職場でも活用していただくことをお願いします。

自治労連 日本自治体労働組合総連合

はじめに

「構造改革」によって住民の暮らしの貧困化がすすみ、格差が拡大しました。しかも政府は、立て続けに低額所得者や高齢者への課税を強化しました。そして、地方自治体の多くは、税務職員を削減したうえで人事評価制度による徴収強化をすすめています。その結果、地方税をめぐって、職場と住民との間に深刻な「対立」関係が作られ、住民の暮らしと権利を守る自治体労働者の誇りや喜びが奪われています。

このような「構造改革」の進展とともに、「滞納者の負担能力の十分な調査や指導を行わないまま、機械的に滞納処分から始めている」「出産一時金や児童手当が銀行口座に振り込まれた途端に差押えられた」「生業のための資産も差押えられた」「厳しい取立てを苦に滞納者が自殺した」などの問題が、職場や地域から報告されています。

一方では、税務行政に従事する労働者が、職場のなかで徴収猶予などのルールの徹底を図り、滞納者に多重債務対策や生活保護制度の活用などを勧めて生活再建の手助けをし、住民団体や労働組合がおこなう生活相談活動に参加し、地方税研究集会で課税と徴収のあり方を研究・検討し、税務事務の統合や「債権回収機構」に対して労働組合に結集し住民とともに反対するなど、積極的な取り組みもすすめています。

国民は、さきの総選挙で「構造改革」への批判を集中させ、自民党や公明党を政権の座から退場させました。自治労連は「構造改革」によって住民との「対立」構造が深まっている地方税等の職場から、憲法をいかした税務行政のあり方とは何か、職場と仕事を見直し、問いなおし、住民との対話をすすめ、地方自治体の本来の立場に立った仕事へと改善する、国と地方自治体に向けた運動をすすめることを提案します。

1　貧困と格差を拡大する低額所得者、高齢者への課税強化

（1）貧困と格差を拡大

雇用の「構造改革」によって、正規雇用がパートや期間工・派遣などの非正規雇用に置き換えられ、年収200万円以下の「ワーキングプア」が1千万人を超える状態が続いています。昨年秋以降の経済危機を口実に、雇止め・解雇、大幅賃下げが広がっています。産業の「構造改革」によって、大企業には手厚い保護をおこないながら、中小企業・自営業者や農業・林業などが切り捨てられ、倒産や廃業、農業破壊が進んでいます。

貧困をなくし格差を是正するのは政府と自治体の責任です。しかし自民・公明政権は、行財政の「構造改革」によって、社会保障費を削減し、市町村合併を推進し、自治体財政を削減し、格差を拡大しました。租税を通じた所得再分配機能は「ないに等しい」状況です。【資料1】

資料1

「租税を通じた所得再分配機能はないに等しい」

「財政を通じた所得再分配機能が働いているかどうかをみるために、再分配後の所得についてジニ係数を調べると、確かにその値は、当初所得と比べて一定の改善がなされていることが分かる。ところが格差是正効果についてみると、その効果の大半は社会保障給付等の移転支出によるところが大きく、租税を通じた効果はないに等しい」

沼尾波子（政府税制調査会専門委員）『地方税』2007年1月号より

（2）低額所得世帯と高齢者世帯への課税強化

自民・公明政権は、「構造改革」によって、一方では大企業や高額所得者への減税をおこない、他方では低額所得世帯や高齢者世帯への増税をおこないました。

Contents

はじめに……2

1　貧困と格差を拡大する低額所得者、高齢者への課税強化……2

2　徴収職場ですすむ労働強化、管理強化……4

3　住民の期待、私たちの取り組み……6

4　職場を基礎に、住民とともに……7

●大企業や高額所得世帯への減税
大企業への各種準備金や引当金の優遇措置の存続、法人税率引下げ、高額所得者の最高税率引下げ、配当所得・株式譲渡所得への軽減税率適用、相続税の最高税率引下げ、など
●低額所得世帯や高齢者世帯への増税
配偶者特別控除廃止、老年者控除廃止、公的年金等控除縮減、住民税の同居の妻にかかる均等割非課税制度廃止、住民税老年者非課税措置の廃止、など

その結果、住民税所得割の納税義務者数の推移をみると、1999年度以降、所得が減少し納税義務者数が減少し続けていましたが、2005年度に配偶者特別控除（上乗せ部分）を廃止、2006年度に老年者控除を廃止し定率減税を縮減したため、大幅に増加しました。【資料２】

さらに自民・公明政権は、「三位一体の改革」によって、2007年度より住民税の税率を、一律10％へフラット化しました（従前は13％、10％、５％の３段階）。政府は「１年間を通した所得税＋個人住民税の税率は変わらない」と説明しましたが、新しい所得税の税率適用と個人住民税の適用時期がずれたこと、2007年度は定率減税を廃止し大増税をおこなったこと、低額所得世帯に対する課税の強化（課税対象の拡大、増税）が国民健康保険料、介護保険料、保育料等に連動し、二重、三重の負担強化になることにより、住民の負担感が増大し、怒りが爆発しました。

（３）「構造改革」によってつくられた滞納者の増加

地方税の滞納残高の推移をみると、2001、2002年度（２兆3500億円）をピークに、その後、減少が続きましたが、2007年度に増加に転じました。【資料３】【資料４】

総務省自治税務局も「所得税から個人住民税への３兆円の税源移譲による影響も大きく寄与していると思われる」と指摘するように、これまで課税対象でなかった低所得者、年金生活者などへ課税することによって、払いたくても払えない滞納者を作り出したものです。職場から「滞納者数、額とも増えている。その特徴は不況により法人、個人の事業者と、これまで課税対象でなかった少額滞納者が大半を占めている」と報告されているような事態が、全国の地方自治体で発生しているものとみられます。

資料２

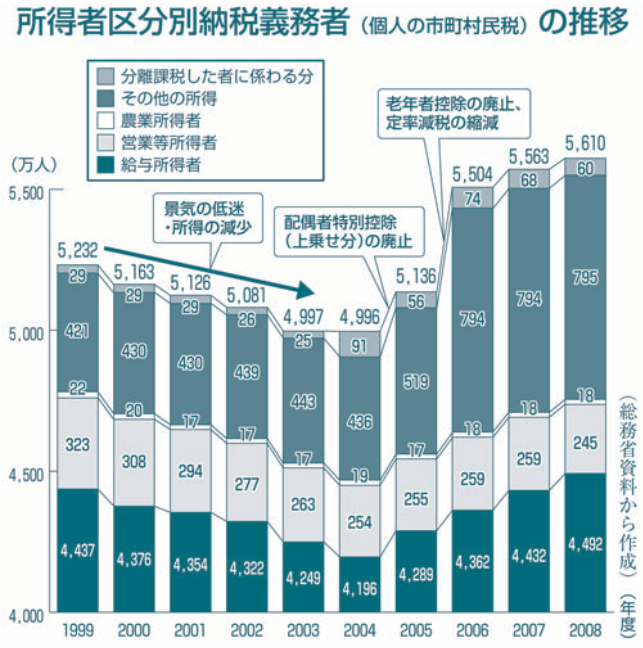

資料３

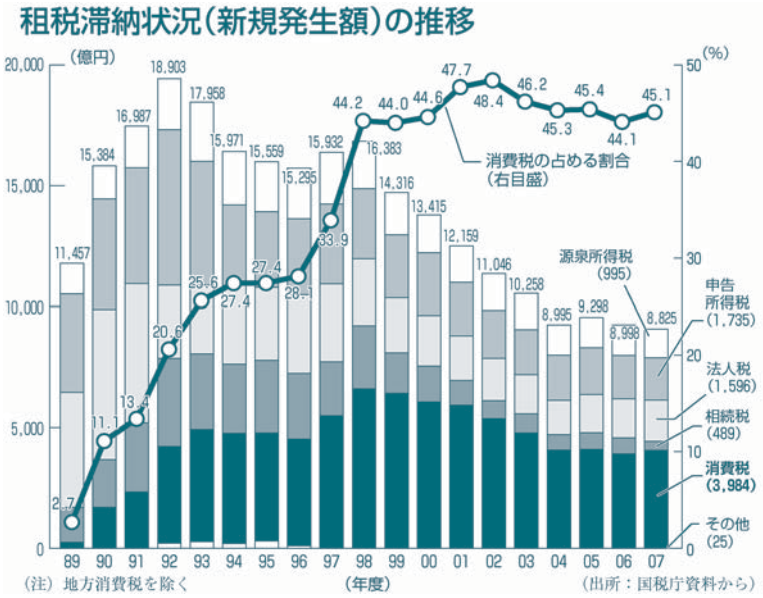

資料４

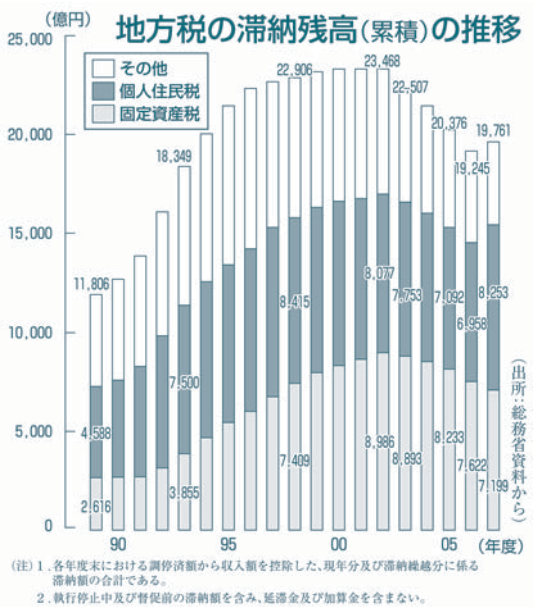

2 徴収職場ですすむ労働強化、管理強化

（1）「住民福祉の増進」より「財政健全化」優先の行財政運営

「三位一体の改革」は、「地方分権」の謳い文句とは反対に、地方財政の破壊、地方自治の後退をもたらしました。国庫補助負担金から地方税に移譲する財政規模を減らしただけでなく、地方交付税を5.1兆円も削減したため、とくに自主財源に乏しい地方自治体は行政水準を維持できなくなりました。【資料５】

さらに追い打ちをかけたのが「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」です。このことにより、地方自治体のなかに「住民福祉の増進」（地方自治法）という存立意義より、「財政健全化」を優先させる行財政運営が広がりました。

その結果、自主財源の中心である地方税の課税及び徴収に対して、いかに効率的に多額の税収を確保するかという圧力が強く働くようになっています。

資料５

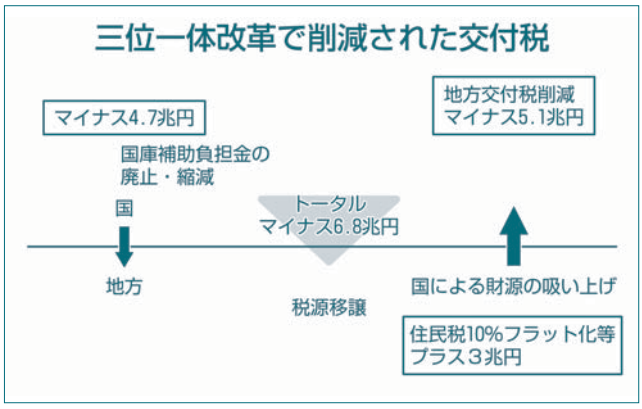

（2）自治体職員の削減、非正規雇用化、専門性を認めない人事政策

総務省は地方自治体に地方行革新指針を示し、今後５年間に職員数を4.6％純減させる「集中改革プラン」を策定させ、毎年実行を迫っています。その結果、地方自治体の職員数は５年間で22万人削減され、税務でも5642人（7.2％）減少しました。税務職場では、職員一人当たり500～600人の滞納者を担当するなど、納税者の生活実態の適切な把握に基づく丁寧な滞納整理をおこなえない職員体制となっています。

しかも「徴収職員に長い経験はいらない、せいぜい３年間在職でいい」（元東京都主税局幹部）と述べるように、多くの地方自治体では短期間での人事異動を頻繁におこない、専門性が確保できない人事政策をとってきました。さらに徴収に従事する職員の非正規雇用化が進んでいます。総務省が「補助的作業なら徴税吏員でない非正規雇用職員を活用できる」「2004年法改正でつくった任期付き短時間公務員なら公権力の行使も可能」などと推進しているからです。

専門性を認めない人事政策と並行して進行しているのが、税務行政のＩＴ化とマニュアル化です。電算システムを活用することによって、差押調書を数分で作成、住民票・預金・生活保護などの照会がいとも簡単に何十通も作成できるようになりました。ＩＴなどの技術革新やマニュアルを、憲法に基づく地方自治体の役割を効果的に推進するために活用するのではなく、住民犠牲の「構造改革」を進める手段として利用されていることが特徴です。

（3）数値目標で滞納整理に駆り立てる人事評価制度

「目標管理型人事評価制度」を導入する地方自治体及び職場が広がっています。

総務省は2005年に、「地方行革」を推進する一つとして、「能力・実績を重視した新しい人事評価システム」の実施を地方自治体に迫りました。この「新しい人事評価システム」とは、能力評価と業績評価で構成されます（国家公務員法「改正」）。人事評価等を実施する地方自治体は58.4％に達し（2008年４月、都道府県、政令指定都市では100％実施）、結果を「昇任・昇格」（65.9％）、「昇給」（49.6％）、「勤勉手当」（37.0％）、「配置転換」（54.7％）等に反映させています。

総務省が地方税職場に求める業績評価とは次のことです。

・市県民税（特別徴収）について、○月末までに、事業所への電話・文書催告を行い、滞納事業所数を○○件減らす。
・平成○年度から新たに未納付になった者に対し、年度末までに最低○日程度、電話・文書催告等を行い、新規滞納者の前年度比○％削減を目指す。
・現在、約○％である市税の口座による還付について、各支所○○課と集落単位の市税の説明会を合同で行うことによりＰＲし、年度末までに△％以上向上させる。

（総務省『地方公共団体における人事評価の活用等に関する研究会・研究報告書』より）

以上のように、地方税等の徴収業務は、目標や到達度を数値で表すことが容易であり、業績評価を導入し

やすい職場といえます。実際、「一人当たりの税収額（目標）○円」「差押え一人○件」など、職員一人ひとりが担当する件数と税額、差押件数、電話本数、臨戸件数などがノルマとして事細かく設定され、ネットワークされたコンピュータの画面からリアルタイムで業績の変化を映し出している職場の実態が報告されています。

（4）収納委託、民間委託、滞納整理機構

財界・大企業の代表は、自民・公明政権の下で、経済財政諮問会議や規制改革会議などを通じ、地方税等の徴収の民間開放を迫ってきました。この勧告を受けて政府は、「地方税の徴収業務については、‥民間事業者のノウハウを活用できる業務の民間開放を一層推進する」ことを閣議決定し、「地方税の徴収に関する民間への業務委託の推進」を指示し、以下のことを例示しました。

1）公権力の行使に当たらない業務についての民間委託の例

・滞納者に対する電話による自主的納付の呼びかけ業務
・コンビニエンスストアによる収納業務

2）徴税吏員が行う公権力の行使（公売・差押え・督促・立入調査など）に関連する補助的な業務についての民間委託の例（一部省略）

・インターネットオークションによる入札関係業務
・不動産公売情報の配布・広報宣伝業務
・納税通知書・督促状等の印刷・作成・封入等の業務

さらに滞納整理のための一部事務組合や広域連合、任意団体などによる「債権回収機構」が設立され、更に滞納整理を「サービサー」（債権回収会社）に委託する動きや、府県単位の共同事務化がすすめられています。

総務省が2008年12月にまとめた調査結果によると、「電話による自主的納付の呼びかけ業務」の民間委託は40件（都道府県３件、市区町村37件）、「臨戸訪問による自主的納付の呼びかけ業務」は３市区町村、滞納整理等の徴収事務をおこなう一部事務組合、広域連合の数は24団体となっています。【資料６】

資料６

税務徴収を共同処理している組織

	組織名	区分
北海道	渡島・檜山地方税滞納整理機構	①
	日高管内地方税滞納整理機構	①
	十勝市町村税滞納整理機構	①
	釧路・根室広域地方税滞納整理機構	①
	後志広域連合	②
青森	青森県市町村総合事務組合	①
宮城	仙南地域広域行政事務組合	①
茨城	茨城県租税債権管理機構	①
静岡	静岡地方税滞納整理機構	②
三重	三重地方税管理回収機構	①
滋賀	甲賀広域行政組合	①
京都	京都地方税機構（注）	②
	城南市町村税滞納整理組合	①
和歌山	和歌山地方税回収機構	①
鳥取	鳥取中部ふるさと広域連合	②
岡山	岡山県市町村税整理組合	①
広島	山県郡町村税等滞納整理組合	①
徳島	徳島滞納整理機構	①
香川	大川広域行政組合	①
	三観広域行政組合	①
	小豆地区広域行政事務組合	①
	中讃広域行政事務組合	①
愛媛	愛媛地方税滞納整理機構	①
高知	高幡広域市町村圏事務組合（租税債権管理機構）	①
	幡多広域市町村圏事務組合（租税債権管理機構）	①

（参考）任意団体の都道府県地方税回収機構

岩手	岩手県地方税特別滞納整理機構	③
宮城	宮城県地方税滞納整理機構	③
栃木	栃木県地方税特別滞納整理機構	③
千葉	千葉県滞納整理推進機構	③
山梨	山梨県地方税滞納整理推進機構	③
新潟	新潟県地方税徴収機構	③
福井	福井県地方税滞納整理機構	③
滋賀	滋賀地方税滞納整理機構	③
岡山	岡山県地方税滞納整理機構	③
香川	香川滞納整理推進機構	③
佐賀	佐賀県地方税滞納整理機構	③
長崎	長崎県地方税回収機構	③

＊「区分」は、①一部事務組合、②広域連合、③相互併任による任意組織（徴収権限を持たない）
（注）京都地方税機構は、2010年１月から滞納事務実施
（出典：組織区分の①②〈京都地方税機構のぞく〉は総務省調べ〈08年12月〉。同③は全商連調べ〈インターネット検索による調査、09年８月〉）

3 住民の期待、私たちの取り組み

（1）「構造改革」に屈せず、職場を基礎に住民とともに ―― 各地の経験

生活状況の把握や丁寧な納税指導抜きに、滞納者に差押え予告を送りつけ、脅すことから滞納整理に着手するといった問題が多発する背景に、職員の削減と労働強化、非正規化、人事評価制度などがあります。しかも「構造改革」によって、所得格差を是正し社会的公平を実現するという租税のあり方、政府と地方自治体の責任に対する国民、住民の信頼は失われてきました。

そのなかにあっても多くの税務等に従事する労働者は、納税者の厳しい生活実態を目の当たりにし、日々悩みながら仕事をしています。納税者の生活実態をふまえた仕事のあり方を問い直し、見直す取り組み、研究集会等での検討がなされています。

その一つに多重債務対策、生活保護等との連携があります。払いたくても払えない滞納者の多くは、地方税の納税だけが滞っているわけではありません。倒産や失業、家族の病気などで生活困難に陥り、公共料金を支払えず、生活そのものを維持することが困難で、公的支援を必要とする滞納者とも、滞納整理という仕事を通して直面します。これらの問題に対して、生活保護制度や公的融資制度の活用、国民健康保険や介護保険など他の施策と連携し、住民の暮らしを守る行政を総合的にすすめる地方自治体の特徴をいかした取り組みがおこなわれています。

ある地方自治体では、ベテラン職員がリーダーシップを発揮し、職員をバラバラにし、徴収率を競わせる仕事の進め方から、チーム（係）を軸にした進め方に改め、地方税法第15条（徴収猶予の要件等）などの納税者の権利を守るルールをどう適用するかなども話し合って、民主的な税務職場づくりに取り組んでいます。**【資料７】【資料８】**

名古屋市職労は、市が16区役所５支所の税務事務を３か所に集約する「市税事務所構想」を強行しようとしていることに対して、職場から「区役所は税や福祉の事務が一体となった総合的な事務と窓口を行う事務所。各課の職員が力を合わせて市民の暮らしや健康を支えている」と反対し、住民に知らせ、住民アンケートに取り組み、区政協力委員を訪問し、世論と運動を広げています。

京都自治労連は、京都府と25市町村が、広域連合「京都地方税機構」を立ち上げ、「滞納者に対する効果的な徴収」や「徹底したコスト削減」を図ろうとしていることに対して、「このままでは税務職員は血の通わない徴収マシンに変えられてしまう」と住民に知らせ、自治体当局や地方税機構への交渉をおこなっています。

大阪府職労は、府が「大阪版市場化テスト」と称して、自動車税の督促業務（コールセンター）を皮切りに、税務行政全体を民間委託しようとしていることに対して、住民のプライバシーが守られない問題などを街頭宣伝等で住民に知らせ、住民団体や弁護士ら「府

資料７

一般の差押禁止財産（国税徴収法75条）

項目	一般の差押禁止財産	根拠条文
衣服寝具等	家族の生活に不可欠な衣服・寝具・家具・台所用品、畳及び建具	１項１号
食料及び燃料	家族の生活に必要な３カ月間の食料・燃料	１項２号
生業器具等	農・漁業用器具、職業・営業用器具、学習用書籍など具体的に列挙	１項 ３～13号
特別法による差押禁止財産（代表例のみ記載）	介護保険法による介護保険給付	同法25条
	生活保護による保護給付金・品	同法58条
	児童手当に基づく児童手当給付	同法15条
	労災補償保険法による保険給付	同法12条の５

（全国商工団体連合会作成パンフレット「納税緩和措置と納税者の権利」から）

資料８

地方税法（徴収猶予の要件等）

第15条　地方団体の長は、納税者又は特別徴収義務者が次の各号の一に該当する場合において、その該当する事実に基き、その地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することができないと認めるときは、その納付し、又は納入することができないと認められる金額を限度として、その者の申請に基き、１年以内の期間を限り、その徴収を猶予することができる。この場合においては、その金額を適宜分割して納付し、又は納入すべき期限を定めることを妨げない。

１．納税者又は特別徴収義務者がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかつたとき。
２．納税者若しくは特別徴収義務者又はこれらの者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき。
３．納税者又は特別徴収義務者がその事業を廃止し、又は休止したとき。
４．納税者又は特別徴収義務者がその事業につき著しい損失を受けたとき。
５．前各号の一に該当する事実に類する事実があつたとき。

税の民間委託を考える府民大学習会」を開催するなど、職場を基礎に住民とともに民間委託反対の運動を進めています。

（2）税制の民主的改革を求める

さきの総選挙で国民は、大企業・高額所得世帯・大資産家への減税を進める一方で低額所得世帯や高齢世帯への課税を強化し、さらに逆進性の高い消費税の大幅増税に踏み出した自公政権を退場させました。

自治労連は、税務職場の仲間とともに、この逆立ちした課税のあり方をただし、逆進性を高める消費税の大幅引き上げに反対し、大企業・高額所得世帯・大資産家に応分の負担を求めてきました。本年１月には「消費税増税ストップ、大企業・大資産家に応分の負担を求めるQ&A」を発行し、地方６団体や自治体首長との懇談などもすすめてきました。

自治労連が、第31回定期大会で採択した「基本要求」における税制改正要求は次の通りです。

〈社会保障費を口実とした消費税増税などせず、税制抜本的改正をすすめること〉

① 骨太方針2006で決められた社会保障費の自然増に対する2,200億円削減方針を撤回すること。骨太方針・中期プログラムにおける消費税と社会保障を連動せず、憲法で定められた国民の健康で文化的な生活を保障するため、社会保障費を増額すること。

② 社会保障の財源とすることを口実とした消費税増税を実施しないこと。大企業への課税（現行30%）を1989年水準（43.3%）に戻し、所得税2,000万円以上の大資産家への優遇税制を正し、大型開発公共事業や防衛費、政党助成金などの歳出の見直しによって確保すること。

③ 給与所得控除の見直し、配偶者控除・扶養控除の縮小・廃止はやめること。所得税・住民税の課税最低限を引き上げること。所得税への累進課税を強化すること。

④ 年金生活者への課税強化など庶民増税はやめること。住民税の課税が生じた高齢者の福祉サービスの切り捨てが起きないよう国として必要な措置をとること。

⑤ 中小企業に負担の重い所得型付加価値基準の導入など外形標準課税を強化しないこと。

（3）民主的な税務職場づくりに向けて

自治労連は、地方税等の職場の仲間とともに、税制の民主的改革を求めるとともに、憲法の理念を税務行政にも貫くために次のことを提案します。

① 税務職場における人事評価制度、とくに業績評価の導入を規制すること。アメリカ合衆国のＩＲＳ（内国歳入庁）では、ノルマが税務行政を歪め、納税者の権利侵害につながってきたとして、税務職員に一切のノルマを課すことを禁止しています。

② 税務行政の民間委託を規制し、納税者の生活実態をふまえた適切な滞納整理をおこなえるような職員数を配置し、地方税法や国税徴収法などの専門的知識を取得できる十分な研修と在職期間を保証すること。

③ これらを実現する土台として、納税者権利憲章等の納税者保護立法を制定すること。これは納税者のみならず、税務職員にとっても、自らの業務遂行上の基準が明確となるからです。

４ 職場を基礎に、住民とともに

自治体労働者の多くが「住民のために役立つ仕事をしたい」という動機で地方公務員の道を選択しています。税務の仕事と職場は、もっとも住民一人ひとりの生活実態に立ち入り、住民生活を支えることも、破壊することもあり得る仕事に従事しています。ところが「構造改革」は、住民生活や地域経済を破壊するだけでなく、住民全体に奉仕する自治体労働者の誇りや喜びまで奪ってきました。

自治労連は、さきの第31回定期大会で、「対話と提言」の運動に取り組むことを決めました。自治体労働者が仕事と職場を語り、住民との対話をすすめ、だれもが安心して住み続けられる地域・自治体をめざす運動です。

総選挙で国民が切り開いた新たな情勢の変化のもとで、職場を基礎に、住民とともに、税制度の民主的改革、民主的な税務行政と職場をめざす取り組みを強めようではありませんか。

第４回中央執行委員会（2009年10月13日）

自治労連
〒112-0012　東京都文京区大塚４丁目10-７　☎(03) 5978-3580　FAX(03) 5978-3588
URL http://www.jichiroren.jp　mail jichiroren@jichiroren.jp
2009年11月